

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 28224
地域名 (地域内農業集落名)	津井辰美 (中央、雁来、本村、西本村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20.0 ha
② 田の面積	22.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	4.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

集落をエリアとした農家戸数15戸、農地面積23haの小さな集落であるが、露地野菜、水稻、畜産(繁殖牛)等の生産が盛んな地域で若手農家も多く、現状では優良農地については有効活用できている。
一方で中山間地域である為、畦畔の草刈りや耕作条件の悪い圃場の維持管理に課題を抱えている。

(課題)

- ・畦畔の草刈り、維持管理に時間と体力を消耗してしまう。
- ・耕作条件の悪い圃場が既に放棄田となっている。
- ・山に囲まれており、鳥獣被害が多い。金銭面よりも精神的なダメージが大きい。
- ・将来的に労働力の減少が見込まれる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

辰美地区においては、水稻、たまねぎ、レタス類などを栽培しており、若手が担う農地も多く、近い未来で耕作放棄田が多発すること可能性は低いが、今後は辰美地区の農業者も高齢化、少人数化することが確実で、労働力の減少が見込まれる。生産性の向上や草刈作業を含め、省力化を目指し、スマート機器や大型機械などの導入、短期労働力や農業支援サービスの活用を増やすことも考えていきたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農家15戸の小さな集落であるため、廃業などで戸数が減った場合には、空農地の受け入れ候補先は少ない。継続的に新規就農者の募集を行ったり、機械導入により生産規模拡大の余裕をもっておく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	63.3	%	将来の目標とする集積率
			64.9 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現状では無し。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・現状、借地は飛び地になっている所もあり、作業効率が悪くなっているところもある。 ・貸す側、借りる側の関係性もあるので、現状を変えることはない。 ・将来的に変更があった場合には検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・利用権設定が終わり次第、必要に応じて活用していく。 ・利用条件については課題が多い。(未整備地の利用方針、利用料設定、貸し先の設定など)
(3) 基盤整備事業への取組
・基盤整備は辰美地区においてほぼ完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・高齢者も多いため、将来的に労働力の減少が見込まれる。 ・地区への就農者確保のため、「就農・定着応援プラン」の作成も進め、地域における就農希望者受入体制の構築を検討したい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・たまねぎの収穫作業、管理作業など、繁忙期の作業を委託している。 ・今後も大規模化、高齢化により委託作業は増える見込み。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策
老朽化している防護柵の修理について検討する。地域全体で行えるような対策を検討する。
- ②有機・減農薬・減肥料、⑨耕畜連携等
畜産農家の割合が多いので、堆肥の活用、WCS用稲の生産による耕畜連携も引き続き行っていく。
- ③スマート農業
若い世代からスマート機器の活用を進め、地域へ展開していきたい。
- ⑤果樹等
耕作条件の悪い土地などでの果樹栽培なども検討したい。
- ⑦保全・管理等
畦畔の維持管理について、草刈りの省力化方法、外部委託などを検討する。
耕作条件の悪い圃場について、活用/維持方法の検討する、また、担い手をさがす。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
利用者		果樹	0.41 ha	ha	果樹	0.41 ha	ha	C10		
認農		水稻、露地野菜	3.12 ha	ha	水稻、露地野菜	3.12 ha	ha	H10	認定・付与受ける意向のある農地(農地)	
利用者		水稻、畜産	1.40 ha	ha	水稻、畜産	1.40 ha	ha	H20		
利用者		水稻、露地野菜	0.98 ha	ha	水稻、露地野菜	0.98 ha	ha	H30		
利用者		露地野菜	0.27 ha	ha	露地野菜	0.27 ha	ha	H40		
利用者		露地野菜	0.21 ha	ha	露地野菜	0.21 ha	ha	H50		
認農		水稻、畜産	1.53 ha	ha	水稻、畜産	1.53 ha	ha	K10		
利用者		水稻、露地野菜	2.07 ha	ha	水稻、露地野菜	1.62 ha	ha	N10		
認就		水稻、畜産、露地野菜	3.70 ha	ha	水稻、畜産、露地野菜	4.06 ha	ha	N21	認定・付与受ける意向のある農地(農地)	
認農		水稻、露地野菜	3.35 ha	ha	水稻、露地野菜	2.81 ha	ha	N30		
利用者		-	0.00 ha	ha	露地野菜	0.54 ha	ha	N31	農地(農地)・農地(農地)として認定・付与を受ける意向のある農地(農地)	
認農		水稻、畜産	2.60 ha	ha	水稻、畜産	2.60 ha	ha	N40		
利用者		水稻	0.41 ha	ha	水稻	0.41 ha	ha	N50		
利用者		水稻、畜産、露地野菜	0.20 ha	ha	水稻、畜産、露地野菜	0.20 ha	ha	N60		
認農		露地野菜	0.26 ha	ha	露地野菜	0.26 ha	ha	U10		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha			

注1「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。